

財務省告示第三百九十八号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十六年八月二十日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。  
 平成十六年九月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記 号	利付国庫債券（二年）（第二百二 十三回）
二	発行の根拠 法律及びそ の条項	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項
三	振替法の適 用等	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け
四	発行方法	
五	発行額	額 百三十四億九千七百三十万円
六	払込金額	額 五万円
七	最低額面金	額 五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。
九	発行行 行 価 格 日	平成十六年八月二十日
十	発行行 行 価 格	額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 九 角 八 銭
十一	利 率	年 〇 ・ 二 パーセント

十二 初期利子

十三 第二期以後の利子

十四 償還金額

十五 元利支

十七 払込期日

平成十七年二月二十日を支払った  
と、次に算出した支払期  
金額を支払う。ただし、  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払うこと  
とする。及び第十四号において  
定める

$$\frac{\text{償還金額}}{100} \times \frac{0.2}{2} \times 1$$

毎年二月二十日及び八月十日  
を支払う。各支払期におい  
て、その日以前六月間に属す  
利子を支払う。

平成十八年八月二十日  
日 本 銀 行  
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円

平成十六年八月二十日